

議案第129号

上越市体育施設条例の一部改正について

上越市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市体育施設条例の一部を改正する条例

上越市体育施設条例（昭和46年上越市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1 上越市柿崎体育館の部を削る。

別表第3(1)の表上越市柿崎体育館の部を削り、別表第3(2)の表上越市柿崎体育館の部を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。